

勧誘で紹介料に入る会員組織

先日、知人から勧められて二十万円の化粧品セットを購入しました。その知人に「あなたも会員になって、この化粧品を知り合いに売ったら一人三万円の紹介料が手に入りますよ。紹介した人が会員を勧説したらその分のマージンも入るから、一ヶ月に十万円以上のお小遣いが稼げるよ」と言われました。夫に相談すると、「それはマルチ商法じゃないのか」と言われまし

経済的な利潤を得ようと、次々に消費者を勧誘し、加入者を増やしながら商品を販売していく商法を、「一般的に「マルチ商法」や「ネットワークビジネス」と呼びます。化粧品や健康食品、健康器具などさまざまなもののが取り扱われます。

似たものに「ネズミ講」がありますが、ネズミ講

マルチ商法やネットワ
ークビジネスには、さま
ざまなシステムがありま
すが、法律で一律に禁止
されているわけではあり
ません。ただし、「連鎖販
売取引」として、特定商
取引法により勧誘方法や
宣伝方法は厳しく規制さ
れています。取引時に書
面の交付が義務づけら
れ、虚偽の告知や威迫行
為、誇大広告などをして
はならないことになっ
ています。システム自体が
入った商品が売れ残るな
ども、会員を増やせなけれ
ば、たくさん売ろうと仕
ます（訪問販売などは八
日間）。二十日経過した
後も、書面に不備がある
場合はクーリングオ
フが可能です。民法や消
費者契約法により無効や
取り消しを主張できる場
合もあります。

マルチ商法の問題点

ど、加入者が最終的に経済的な損失を被つてしまふ点にあります。「もうかる」といって勧誘されても、もうかるのは組織の上層部だけで、後発のさい。(置塙正剛弁護士)

会員がもうかるケースは多くないのが現実です。少しでも「わかる」と感じたら、すぐに法律の専門家に相談してください。

消費者トラブルを 斬る

» 13



置塙正剛
弁護士

は商品やサービスのやりとりではなく、金銭の分配のみを目的としています。違法でなくとも、簡単に会員を勧誘できないようになつてゐるのです。また、連鎖販売取引に



島根県弁護士会 0852・21・3225
(対応時間は平日9-12時、13-17時)